

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第48号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場の項中「秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場」を「秋田市立将軍野中学校等共同調理場」に改め、同表秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場の項中「秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場」を「秋田市立城東中学校等共同調理場」に改め、同表秋田市立下新城小学校等共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市立保戸野小学校、明德小学校共同調理場	秋田市保戸野すわ町9番60号
-----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の表秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。